

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>⑧ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2 (1) ②)</p> | <p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>⑧ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢」も参照のこと。</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 規則第211条の33において準用する規則第53条の7に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2 (1) ②)</p> |

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>も参照のこと。) (注) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ～オ. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(15) ～ (16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ-3-7 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-7-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-7-2 管理体制</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-7-2 <本人確認、疑わしい取引の届出> 管理体制」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-7-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-8 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-8 <反社会的勢力による被害の防止>」に準じて取扱</p> | <p>も参照のこと。) (注) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ～オ. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(15) ～ (16) (略)</p> <p><u>Ⅱ-3-7 顧客の誤認防止等</u></p> <p><u>「総合指針Ⅱ-3-8 <顧客の誤認防止等> 」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>Ⅱ-3-8 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>Ⅱ-3-8-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-8-2 管理体制</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-9-2 <本人確認、疑わしい取引の届出> 管理体制」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-9 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-10 <反社会的勢力による被害の防止>」に準じて取扱</p> |

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-9 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-8 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-3-8 適切な表示の確保 (3) ④」については、生命保険会社又は損害保険会社の取り扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅱ-3-10 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-10-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-10-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-9-2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-10-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-11 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-11-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-11-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-10-2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点」に準</p> | <p>うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-3-11 適切な表示の確保 (3) ④」については、生命保険会社又は損害保険会社の取り扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅱ-3-11 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-11-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-11-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-12-2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-11-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-12-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-3-12-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-3-13-2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点」に準</p> |

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-<u>11</u>-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-<u>12</u> 危機管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-<u>12</u>-1 意義</p> <p>安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担うことについては、保険会社と同様、少額短期保険業者においても何ら変わりはなく、少額短期保険業者についても、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理態勢を構築しておくことが必要である。</p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静化後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「総合指針Ⅱ-3-<u>11</u> 危機管理態勢」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第211条の3第4号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本(住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-<u>8</u> 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。)を併せて提出させるものとする。</p> | <p>じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-<u>12</u>-3 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-<u>13</u> 危機管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-<u>13</u>-1 意義</p> <p>安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担うことについては、保険会社と同様、少額短期保険業者においても何ら変わりはなく、少額短期保険業者についても、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理態勢を構築しておくことが必要である。</p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静化後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「総合指針Ⅱ-3-<u>14</u> 危機管理態勢」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第211条の3第4号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本(住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ-2-<u>7</u> 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。)を併せて提出させるものとする。</p> |

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>なお、法第 272 条の 7 に基づく変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> | <p>なお、法第 272 条の 7 に基づく変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> |
| <p>③～⑤ （略）</p> | <p>③～⑤ （略）</p> |
| <p>(2) ～ (5) （略）</p> | <p>(2) ～ (5) （略）</p> |
| <p><u>Ⅲ-2-7 弊害防止措置</u></p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| <p><u>「総合指針 Ⅲ-2-5 弊害防止措置」に準じて取扱うものとする。</u></p> | |
| <p>Ⅲ-2-8 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主</p> | <p>Ⅲ-2-7 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主</p> |
| <p>Ⅲ-2-8-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-8-2 少額短期保険持株会社の業務範囲及び子会社の範囲等 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-7-2 少額短期保険持株会社の業務範囲及び子会社の範囲等 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-8-3 少額短期保険主要株主に係る承認等 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-7-3 少額短期保険主要株主に係る承認等 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-8-4 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の報告等 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-7-4 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の報告等 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-9 取締役等の兼職制限 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-8 取締役等の兼職制限 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-9-1 取締役等の兼職承認申請 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-8-1 取締役等の兼職承認申請 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-9-2 取締役等の兼職承認審査 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-8-2 取締役等の兼職承認審査 （略）</p> |
| <p>Ⅲ-2-10 付随業務・関連業務の取扱い</p> | <p>Ⅲ-2-9 付随業務・関連業務の取扱い</p> |
| <p>Ⅲ-2-10-1 付随業務 （略）</p> | <p>Ⅲ-2-9-1 付随業務 （略）</p> |

少額短期保険業者向けの監督指針(抄)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>Ⅲ-2-10-2 関連業務 (略)</p> <p>Ⅲ-2-10-3 少額短期保険業の登録審査時の留意点</p> <p>法第272条の2の少額短期保険業としての登録申請があった場合は、付随業務・関連業務の審査は、法第272条の11第3項に基づき、登録申請時に行わなければならないため、当該申請書の定款、事業方法書、事業計画等を上記、Ⅲ-2-10-1及びⅢ-2-10-2 (2)に基づき確認を行うこと。</p> <p>Ⅲ-2-11 定款変更 (略)</p> <p>Ⅲ-2-12 説明書類の作成・縦覧等 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13 不祥事件への対応</p> <p>Ⅲ-2-13-1 不祥事件の届出の受理等 (略)</p> <p>Ⅲ-2-14 ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第211条の59、第211条の60の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成18年3月10日金融庁告示第14号。以下、Ⅲ-2-14において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-14-1 届出書の記載内容のチェック (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-2 資本の安定性・適格性のチェック (略)</p> <p>Ⅲ-2-14-3 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (略)</p> | <p>Ⅲ-2-9-2 関連業務 (略)</p> <p>Ⅲ-2-9-3 少額短期保険業の登録審査時の留意点</p> <p>法第272条の2の少額短期保険業としての登録申請があった場合は、付随業務・関連業務の審査は、法第272条の11第3項に基づき、登録申請時に行わなければならないため、当該申請書の定款、事業方法書、事業計画等を上記、Ⅲ-2-9-1及びⅢ-2-9-2 (2)に基づき確認を行うこと。</p> <p>Ⅲ-2-10 定款変更 (略)</p> <p>Ⅲ-2-11 説明書類の作成・縦覧等 (略)</p> <p>Ⅲ-2-12 不祥事件への対応</p> <p>Ⅲ-2-12-1 不祥事件の届出の受理等 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13 ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第211条の59、第211条の60の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成18年3月10日金融庁告示第14号。以下、Ⅲ-2-13において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-13-1 届出書の記載内容のチェック (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-2 資本の安定性・適格性のチェック (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-3 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック (略)</p> |